

附属書

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) 東京―香港及び（又は）マニラー―ベトナム内の二地点、カンボジア内の二地点及び（又は）ラオス内の一地点―シンガポール―クアラルンプール及び（又は）ペナン―バンコク―ミャンマー連邦共和国内の地点

(b) 日本国内の地点―中間の地点―ミャンマー連邦共和国内の地点―以遠の地点

2 ミャンマー連邦共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) ミャンマー連邦共和国内の地点―バンコク及び（又は）チェンマイ―クアラルンプール及び（又は）シンガポール―ラオス内の一地点、カンボジア内の二地点及び（又は）ベトナム内の二地点―香港及び（又は）マニラー―東京

(b) ミャンマー連邦共和国内の地点―中間の地点―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点

3 いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行う協定業務は、当該一方の締約国の領域内の

一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業を選択によつて省略することができる。